

秋田県衛生科学研究所報

第 46 輯

平成 13 年度

ANNUAL REPORT

OF

THE AKITA PREFECTURAL INSTITUTE OF PUBLIC HEALTH

No. 46

2002

秋田県衛生科学研究所

はじめに

ここ数年、食の安全・安心を脅かす事件・事故が頻発し、また、感染症についても新たな感染症の登場や制圧したと考えられていた感染症が勢いを増すなどの事態が見られる。即ち、大規模かつ広域的な食中毒の多発や、食品への異物混入などが見られたり、BSEいわゆる狂牛病が日本でも発生した事実がある。さらには、食品表示の偽装ということまで発覚した。今年に入ってから、無登録農薬を使用した農産物が問題となり、それらが廃棄される事件も起きている。その他、中国産の冷凍野菜の残留農薬問題や健康食品に含まれていた医薬品成分による健康被害の問題など、食にまつわる問題は、枚挙にいとまがない。

一方、感染症についても病原性大腸菌O-157による大規模食中毒が発生し、新興感染症の一つとして対策が求められている。3年前には結核非常事態宣言が出された。この宣言が出された背景には、結核の罹患率、患者数の減少が鈍化し、横這いから増加に転ずる傾向がみられることから、結核が再興感染症として代表的な疾患であり、対策が進められている事情がある。また、昨年には、米国発の「白い粉」事件で炭疽菌によるバイオテロの危険を身近に感じたが、今年は、米国で多くの患者が確認されているウエストナイルウイルスの日本上陸が懸念される状況になっている。

これまで述べた以外にも、地域住民の安全・安心を脅かす公衆衛生上の課題は多数ある。これらの事態に対処し、地域住民の安心・安全な生活を確保するための体制整備を図ることは、行政に課された課題であり、責務である。行政がその責務を果たす時に、行政を支援し地域における科学的・技術的中核となる機関として、地方衛生研究所は地域保健法の基本指針に位置づけられている。我々、衛生科学研究所は、地方衛生研究所の一つとしてかつ県の公設試験研究機関として、行政検査や地域の課題解決のための調査研究を通じて地域住民の安心・安全に寄与する責務を負っている。もとより一機関では限界があり、国立試験研究機関や他の自治体が設置する地方衛生研究所の指導や協力も仰ぎながら、職責を果たさねばならない。

こうした社会的背景の下、調査研究を進めていく訳であるが、我々、地方衛生研究所を取り巻く環境は、人材・財源とも年々、その厳しさを増すなど、好転する兆しは見えない。このような中、当所職員が知恵と工夫により進めた調査研究の成果を纏めたものが本所報である。ご一読され、ご批判・ご助言等を賜れば幸いです。

平成14年11月

秋田県衛生科学研究所長

宮 島 嘉 道

目 次

研究所の概要

沿 革	1
機 構	2
I 組織及び業務内容	2
II 職員名簿	3
施 設	4
I 庁舎各階案内図	4

業務の実績

I 行政依頼・一般依頼業務実績	
行政依頼総括表	5
一般依頼総括表	7
II 調査研究業務実績	
健康管理部	8
微生物部	9
理化学部	11
III 国などからの補助金による事業実績	

報 告

◇ 地域における個別健康教育の手法に関する検討（第1報）－秋田県における個別健康教育の 取り組み状況と実践上の課題について－	17
◇ 感染症の血清疫学的調査研究 －感染症の疫学解析（麻疹）－	26
◇ インフルエンザウイルスのアマンタジン耐性株の実態に関する調査研究	30
◇ 食性病害菌による広域健康被害に対する危機管理体制構築事業（平成12年度－13年度地域 保健推進特別事業）	33
◇ タンパク還元価による乳類の適正管理について	39

資 料

◇ 先天性代謝異常等検査及び神経芽細胞腫検査実施状況（平成11年度～13年度）	43
◇ 平成13年度インフルエンザ流行予測感受性調査成績について	46
◇ 過去5年間におけるツツガ虫病診断検査状況について	50
学会発表・他紙掲載（抄録）	53

沿 革

明治35年	内務大臣訓令に基づき、牛島町に衛生試験所が設立され理化学的及び細菌学的検査を行う。	昭和47年4月	秋田県行政組織規則の一部改正により、総務課、試験検査部（細菌科、ウイルス科、理化学検査科、環境衛生科）、生活科学部（成人病科、母子衛生科、食品栄養科）となる。
明治末期	それまでは警察部衛生課で行われていた。衛生試験所は土手長町中丁1番地に移転する。	昭和49年4月	秋田県行政組織規則の一部改正により、総務課、微生物部（細菌科、ウイルス科）、理化学部（食品衛生科、衛生化学科、環境衛生科）、生活科学部（成人病科、母子衛生科、栄養科）となる。
昭和20～22年	衛生課は警察部から内政部に移り、更に教育民生部に移管された。	昭和61年4月	秋田県行政組織規則の一部改正により、総務課（総務係）、微生物部、理化学部、生活科学部となる。
昭和23年1月	県の機構改革により、衛生部所属となり細菌室は公衆衛生課に、理化学室は薬務課に移管された。	昭和61年7月	千秋久保田町6番6号に現庁舎が新築され移転となり9月から業務を開始する。
昭和28年1月	秋田県規則第4号（同月24日付）をもって衛生試験所は「秋田県衛生研究所」と改められ、公衆衛生課長斎藤清一郎所長兼務となる。	平成2年4月	森田盛大氏所長となる。
昭和29年6月	児玉栄一郎氏専任所長となる。	平成4年4月	秋田県行政組織規則の一部改正により、務課（総務係）、企画調整室、微生物部、理化学部、生活科学部となる。
昭和39年4月	秋田県行政組織規則の一部改正（同月1日付県広報号外第5号）により、秋田県衛生研究所は「秋田県衛生科学研究所」と改められ、細菌検査、化学試験のほかに生活科学部門の調査研究を行うことになり、総務課、細菌病理科、理化学検査科、成人病科、母子衛生科、食品衛生科、環境衛生科の1課6科制となる。	平成6年4月	秋田県行政組織規則の一部改正により、総務課、企画調整室、微生物部、理化学部、生活科学部となる。
昭和39年6月	古川堀反町20番地（現千秋明德町1番40号）に庁舎が新築され移転する。	平成9年4月	宮島嘉道氏所長となる。
昭和46年4月	児島三郎氏所長となる。	平成12年4月	秋田県行政組織規則の一部改正により、総務課、微生物部、理化学部、生活科学部となる。
		平成13年4月	秋田県行政組織規則の一部改正により、総務班、健康管理部、微生物部、理化学部となる。

庁舎の概要

名称：秋田県衛生科学研究所
所在地：秋田市千秋久保田町6番6号
構造：鉄筋コンクリート造り
地下1階地上5階塔屋1階
規模：建物延べ面積 4,553.52㎡